

大分県報

平成二十八年
号外 (二)
一月二十一日

(木曜日)

目次

人事委員会規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正……………一
職員の単身赴任手当の支給に関する規則の一部改正……………一
職員の地域手当の支給に関する規則の一部改正……………一

○人事委員会規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十八年一月二十一日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十九年大分県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。
第十四条第一号中「百分の百五十」を「百分の百七十」に、「百分の百九十」を「百分の二百十」に改め、同条第二号中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の九十」を「百分の百」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、平成二十七年十二月一日から適用する。

職員単身赴任手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十八年一月二十一日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

平成二十八年一月二十一日

大分県人事委員会規則第二号

職員の単身赴任手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の単身赴任手当の支給に関する規則（平成二年大分県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項第三号中「六千円」を「八千円」に改め、同項第四号中「一万三千円」を「一万六千円」に改め、同項第五号中「二万円」を「二万四千円」に改め、同項第六号中「二万六千円」を「三万二千円」に改め、同項第七号中「三万三千円」を「四万円」に改め、同項第八号中「三万八千円」を「四万六千円」に改め、同項第九号中「四万三千円」を「五万二千円」に改め、同項第十号中「四万八千円」を「五万八千円」に改め、同項第十一号中「五万三千円」を「六万四千円」に改め、同項第十二号中「五万八千円」を「七万円」に改める。

附則第二項中「二万六千円」を「三万円」に改める。

附則

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の単身赴任手当の支給に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

（手当の内払）

2 改正後の規則を適用する場合には、改正前の職員の単身赴任手当の支給に関する規則の規定に基づいて支給された単身赴任手当は、改正後の規則の規定による単身赴任手当の内払とみなす。

職員単身赴任手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年一月二十一日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

大分県人事委員会規則第三号

職員の地域手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の地域手当の支給に関する規則（平成十八年大分県人事委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

附則第二項第一号中「百分の十八」を「百分の十八・五」に改め、同項第二号中「百分の十五」を「百分の十五・五」に改め、同項第三号中「百分の十三」を「百分の十四」に改め、同項第六号中「百分の四」を「百分の五」に改める。

附則第三項中「百分の十五」を「百分の十五・五」に改める。

大分県報号外（人事委規則）

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の地域手当の支給に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。
- （手当の内払）
- 2 改正後の規則の規定を適用する場合には、改正前の職員の地域手当の支給に関する規則に基づいて支給された地域手当は、改正後の規則の規定による地域手当の内払とみなす。